加藤澤男「ひき逃げ報道」

2026年05月03日

加藤澤男「ひき逃げ報道」の参考資料：新聞報道、年鑑等

はじめに申し上げておくけれども、加藤澤男氏はアスリートとして「自分との闘い」に挑み続け、克服し、あまたの栄光を掴んだ稀有な人である。あの時代の国民的ヒーローなのだ。オリンピック個人総合種目２連覇の後、「ひき逃げ報道」で一時世間を騒がせたのは事実である（本容疑は不起訴)。その後の競技生活でもさらなるオリンピックメダルを獲得し、体操ニッポンの中心選手として長く活躍した後、競技を引退し研究者・教育者として後進の指導にあたった。（被害者もおり重大な事ではあるけれど）この交通事故が、彼のあまたの栄光を蔑み貶めるとは思わない。むしろそれを人生最大級の試練として闘い続け乗り越えてきたからこそ今日がある。

ご本人はこれに関しては何も語らない。

まずここでは関連事項の一次資料を列挙する。1980年代以前の新聞記事はデジタル化以前なので、いわゆる「**デジタルの壁**」の向こう側にあり、普通の意味でのネットにはない。当時の保存方法は縮刷版やマイクロフィルムによっていた。近年は新聞各社が独自に機関向け有料オンラインサービスを行っている（朝日新聞クロスサーチ、読売新聞 ヨミダス、毎日新聞 毎索、など)。これらは大学や大規模公立図書館に行けば閲覧可能である。つまり一般的なネットユーザーにとって、1973年頃の新聞記事はデジタルの壁と有料サービスの壁の２重の壁の向こう側にある。スマホや家庭用パソコンで簡単に出てくる種類の情報ではない。

(1）第一報､体協処分：新聞記事｢見出し｣

＜マイクロフィルム、縮刷版＞

- 神戸新聞　本社版
  - 昭和48年（1973年）１月22日　15面
    - 「"金メダル"また地に落ちる　加藤（体操）がひき逃げ バイクと接触　ケガさす」

- 毎日新聞　本社版
  - 昭和48年（1973年）１月22日　23面
    - 「故郷でひき逃げ　『金メダル』汚れる?　母校で模範演技の帰り」

- 朝日新聞　本社版
  - 昭和48年（1973年）１月22日　3面

ギャラリー

2026年5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

最新記事

加藤澤男「ひき逃げ報道」の参考資料：新聞報道、年鑑等

地元紙の一連の報道

アーカイブ

2026年05月

カテゴリー

    - 「加藤沢ひき逃げ　母校で模範演技の帰り　新潟　急いでいて確認せず」
  - 昭和48年（1973年）１月23日　15面
    - 「６月末まで出場停止　加藤選手を体協が処分　ひき逃げ事故」

- 新潟日報　縮刷版
  - 昭和４８年（1973年）１月２２日付朝刊　１５面
    - 「体操の金メダリスト　加藤選手がひき逃げ　新潟　バイクの大工さん重症」
  - 昭和４８年（1973年）１月２３日付朝刊　１５面
    - 「六月まで出場禁止　体操協会緊急理事会　加藤選手に謹慎処分」

＜有料データベース＞

- 朝日新聞クロスサーチ
  - 昭和48年（1973年）１月22日　東京　朝刊　３P
    - 「落ちた体操の英雄　加藤沢選手　郷里でひき逃げ」
  - 昭和48年（1973年）１月23日　東京　朝刊　15P
    - 「６月末まで出場停止　体操協会　加藤選手を処分」

- ヨミダス　読売新聞
  - 【昭和48年】1973. 1. 22（月）朝刊23頁
    - 「五輪金メダルまた曇る　加藤沢がひき逃げ　急いでいたので　母校訪問の帰り」
  - 【昭和48年】1973. 1. 23（火）朝刊23頁
    - 「ひき逃げ加藤沢選手　六か月出場停止　体操協会処分」

＜英字新聞＞

- The Daily Yomiuri, Jan. 22, 1973
  - Sawao Kato was involved in a hit-and-run accident in Niigata. He confessed to the police.

(2)書類送検

- ヨミダス　読売新聞
  - 【昭和48年】1973. 2. 7（水）朝刊 22頁
    - 「新潟県亀田署は6日午後、加藤沢男（26）を業務上過失傷害と道路交通法違反の疑いで新潟地検に書類送検した」
- 新潟日報　縮刷版
  - 昭和４８年（1973年）２月７日付朝刊　１５面
    - 「加藤沢男を送検　被害者が上申書　『寛大な処置を』」

（3）略式命令

- 読売新聞
  - 【昭和48年】1973. 2. 25 (日)　全国版　朝刊　22頁
    - 「『ひき逃げ』適用せず　体操の加藤、起訴」
    - 「新潟地検は、二十四日『加藤選手は事故に気付かず、ひき逃げではなかった』として、業務上過失傷害罪だけを適用、罰金五万円の略式起訴にした」

- 毎日新聞
  - 【昭和48年】1973.02.25東京朝刊　18頁　8段目
    - 「金メダル男に求刑」
    - 「業務上過失傷害罪で略式起訴、罰金五万円を求刑した」
- 新潟日報
  - 昭和４８年（1973年）２月２５日付朝刊　１９面
    - 「加藤選手を略式起訴　新潟地検　ひき逃げ容疑消える」

- 週刊新潮 18(10)(885);1973・3・8　雑誌　新潮社 [編] (新潮社, 1973-03)
  - 「新潟地検は業務上過失傷害罪だけを適用、罰金５万円の略式起訴にした（2月24日）」

※筆者注：法的結論は「ひき逃げではなかった」点に注意を要する。

（4）記録：国立国会図書館デジタルコレクション

※筆者注：会員登録すれば許諾済み書籍はインターネット経由で無料で閲覧できる。また各地図書館の端末経由でも閲覧可能。後世まで**永久保存**される。

法のうちそと　図書　植松正 著 ダイヤモンド社, 1974
22 コマ:　**ひき逃げ**の心理　落ちた体操の英雄　この…で起こった。その一つに、**加藤沢男**(二六歳)の**ひき逃げ**事件と…

交通公論 8/9月(35)　雑誌　(交通公論社, 1973-09)
13 コマ:　ところが、その五日前には、新潟県下でオリンピックのゴールド・メダリスト**加藤沢男**選手が、**ひき逃げ**事故を起こした

日本写真年鑑 昭和49年版　図書　日本写真新聞社, 1974.2
174 コマ: 【21】五輪体操の金メダリスト**加藤沢男**が新潟で**ひき逃げ**

新潟県年鑑 1974年版　図書　新潟日報社, 1973
40 コマ:　オリンピック金メダルの**加藤沢男**選手、新潟市内の**ひき逃げ**でつかまる

Japonica時事百科 : 大日本百科事典編 1974　図書　小学館, 1974
16コマ:　オリンピック金メダルに汚点　体操の**加藤沢男**選手が郷里の新潟で**ひき逃げ**事故

読売年鑑 昭和49年版,本編　図書　読売新聞社, 1973.

19 コマ:　21五輪体操の金メダリスト**加藤沢男**、新潟で**ひき逃げ**

筆者注：（３）において法的結論は「ひき逃げではなかった」のに、これら永久保存される資料には「ひき逃げ」と記載されているという矛盾に注意していただきたい。

参考：

新聞紙面：https://x.com/vp19730121

Wikipediaには載っていない加藤澤男「ひき逃げ報道」 - 国立国会図書館デジタルコレクション
著者：vp19730121, 出版者：vp19730121
dl.ndl.go.jp

Archive：Wikipediaには載っていない加藤澤男「ひき逃げ報道」

0 コメント

2026年05月01日

地元紙の一連の報道

今あらためて新聞記事を読んでみると、地元紙の新潟日報の一連がいちばん詳しくて読んでて納得感ある。綺麗にまとまってる。「これ子供の頃見てたらなぁ」とも思う。子供には理解しきれん事もあるやろおけども。

逆に、60-70年代の国民の英雄にして日本人最多金メダル保持者である文化功労者 加藤澤男氏 のこの件に関する当時の新聞を読みたい人は、下記の日付の新潟日報の縮刷版の複写（A4サイズ）を新潟県立図書館から取り寄せてお読みになることをお勧めする。費用は￥750程度。

参考：https://x.com/vp19730121/status/2050748455170265424

（１）第一報：1973年（昭和48年）1月22日（月）朝刊15面
体操の金メダリスト　加藤選手がひき逃げ　新潟　バイクの大工さん重傷
大変申し訳ない　加藤選手　補償、万全を尽くしたい
「私が送ってやればよかった」（車を貸した中学時代の恩師）
来年は出場辞退がスジ（日本体協アマチュア委員長の話）
早速事情を聞く（日本体協専務理事の話）

被害者に誠意尽くせ（評論家の話）

（２）体協処分：翌1月23日（火）朝刊15面
6月まで出場禁止
加藤選手　「競技会は自粛します」　被害者宅を訪れ謝る

（３）読者の声「窓」
参考：https://x.com/vp19730121/status/2051246969339965497

1月25日（木）朝刊17面
　「残念な加藤選手のひき逃げ　処罰は差別せずに」
　「将来をダメにさせたくない」
1月26日（金）朝刊13面
　「誠意もって臨んでいる加藤選手許して」

（４）書類送検：2月6日朝刊15面
加藤沢男を送検　被害者が上申書　「示談も成立　寛大な処置を」
新潟南校の校長PTA会長連名で嘆願書
寛大な処置を求める知人友人師弟関係170名の署名

（５）法的結論：2月25日朝刊19面
「加藤選手を略式起訴　新潟地検　ひき逃げ容疑消える」
業務上過失傷害で略式命令５万円、道路交通法違反（救護義務違反＝ひき逃げ容疑）は不起訴
検察はひいたとは気づかなかったという本人の供述を全面的に認めた

※過失による事故であって、ひき逃げではない

0 コメント